

## 投資信託・公共債電子交付サービス取扱規定

### 第1条 規定の趣旨

「投資信託・公共債電子交付サービス取扱規定」（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社千葉銀行（以下、「当行」といいます。）が第3条で規定する書面（以下、「対象書面」といいます。）について、紙媒体による交付（以下「書面交付」といいます。）に代えて、ちばぎんアプリの投資信託・公共債メニューまたは当行ホームページの投資信託・公共債電子交付サービスメニューより電磁的方法にて提供（以下、「電子交付」といいます。）するサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関して、その取扱等を定めたものです。

### 第2条 法令等の遵守

1. 本サービスの利用にあたり、当行及びお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびに本規定を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行は第10条に基づき本規定を変更することがあり、本サービスの取扱いは変更後の規定に従うものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、「ちばぎんアプリ利用規定」、「ちばぎん ID 利用規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「投資信託累積投資約款」、「投資信託受益権の定額購入サービス取引規定」、「特定口座規定」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」等の各規定により取扱います。なお、各規定における対象書面の通知または送付は電子交付による方法を含むものと読み替えます。

### 第3条 本サービスの対象書面

1. 当行が、本サービスにより電子交付する書面は、次のとおりとします。
  - (1) 投資信託受益権の取引報告書
  - (2) 取引報告書（債券）
  - (3) 投資信託受益権・公共債の取引残高報告書
  - (4) 運用報告書
  - (5) 投資信託口座開設のご案内
  - (6) 口座開設のご案内（債券）
  - (7) 投資信託受益権の償還金のご案内
  - (8) 償還金のご案内（債券）
  - (9) 投資信託受益権の収益分配金のご案内
  - (10) 投資信託受益権の収益分配金再投資のご案内
  - (11) 利金のご案内（債券）
  - (12) 特定口座年間取引報告書
  - (13) 特定口座内保管上場株式等払出通知書
  - (14) 特定口座 譲渡損益額のお知らせ
  - (15) 投資信託受益権のご投資状況のお知らせ
  - (16) お取引店・口座変更のお知らせ
  - (17) 投資信託定額購入サービスご契約のご案内
  - (18) 非課税口座内保管上場株式等払出通知書
  - (19) 非課税口座廃止通知書／勘定廃止通知書
  - (20) N I S Aに関するお客さまにご負担いただいた費用・報酬のお知らせ
  - (21) 特定累積投資勘定基準額等通知書
  - (22) 当行が次項に定める方法により公表した書面
  - (23) その他当行が電子交付を行うことが必要と判断した書面
2. 当行が電子交付する書面の種類や内容を変更または追加する場合は、事前にホームページへの掲示、その他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから本サービスによる電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱います。

### 第4条 本サービスの提供方法

1. 当行が行う本サービスについては、ちばぎんアプリまたは当行ホームページの本サービスサイト（以下「当該ホームページ」といいます）へログイン後、当行の使用に係るコンピューターに備えられたお客さまファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法により行います。
2. 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 当行は、電子交付する書面の記載事項（以下、「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように当該ホームページ上で閲覧に供します。
- (2) 本サービスで利用可能な OS 等に変更が生じる場合は、当該ホームページ等上で予め通知します。
- (3) 電子書面は、PDF 形式のファイルとします。
- (4) 当行は次の場合を除き、電子交付の対象書面のうち、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書面については、当該書類が閲覧可能となった日から 5 年間閲覧することができるものとし、その他の書面については、当行が個別に定めた期間において閲覧することができるものとします。
  - ア. 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合
  - イ. 当行がお客さまより他の電磁的方法等（電子メールに添付して送信する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくは磁気ディスク、CD-ROM 等のファイルに記載事項を記録して交付する方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合
  - ウ. 第 8 条の本サービスの解約条件のいずれかに該当する場合及び電子書面の正確性を確保する場合等、当行がやむを得ないと判断する場合

## 第 5 条 本サービスの利用

1. お客さまは、当行所定の方法により本規定を承諾のうえ本サービスの利用を申込みものとします。
2. 本サービスの申込みは、第 3 条の対象書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。
3. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を変更あるいは追加することがあります。
4. 本サービス開始前から「投資信託受益権振替決済口座」、「公共債振替決済口座」を開設していただいているお客さまで、当行所定の条件に該当するお客さまについては、事前に周知・告知をさせて頂くことにより、第 3 条の対象書面について、本サービスにより電子交付させていただきます。
5. 本サービス利用開始後、第 8 条 1 項による本サービスの解約をすることにより、書面交付（郵送交付）に切替えることができます。
6. 第 8 条 4 項により「投資信託受益権振替決済口座」、「公共債振替決済口座」を解約し、いずれの口座もなくなった場合は、電子交付サービスの利用ができなくなります。

## 第 6 条 本サービスの利用条件

本サービスは、次の条件のもとに、ご利用いただくことができるものとします。

1. お客さまが当行において既に、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づく「投資信託受益権振替決済口座」または「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」に基づく「公共債振替決済口座」を開設していただいていること。
2. お客さまがちばぎん ID のユーザー登録をいただいていること。
3. お客さまがインターネットを利用できる環境にあること。
4. お客さまが使用する電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）において PDF 閲覧ソフトが利用可能であること。なお、当該ソフトウェア形式は Adobe Reader の最新バージョンをご用意いただくものとします。
5. お客さまが電子書面を印刷する場合は、お客さまが使用する電子計算機から電子書面を紙媒体に印刷できる環境にあること（具体的には、印刷に係るアプリケーションソフトをインストールされていること、プリンター等を保有されていること）。
6. 本サービスを利用するために必要な OS やアプリ等をお客さまの電子計算機にご用意いただくこと。

## 第 7 条 お客さまの承諾事項

当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、お客さまに承諾をいただきます。

1. 第 4 条に定める本サービスの提供方法
2. 電子書面により交付された対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む）について、本サービス提供期間中及び終了後も紙媒体での再交付は行われなないこと。
3. 対象書面の作成基準日が本サービス利用期間中である場合に限り、電子書面の電子交付がなされること。

4. 紙媒体により交付された対象書面（本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む）について、電子書面での再交付は行われぬこと。
5. 当行はお客様にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。ただし、緊急点検等の必要性またはその他の合理的理由がある場合は、お客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの全てもしくは一部のサービスを中断する場合があります。
6. 電子交付された対象書面の記載事項と、お客様ご自身で当該対象書面を印刷または電磁媒体で出力した記載事項に不一致がある場合、当行または当行が契約しているデータセンター等に保有している記載事項を優先すること。
7. 第8条により本サービスが終了する場合、電子書面により交付した対象書面につき、紙媒体でも交付する場合があります。
8. 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。

## 第8条 解約

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

1. お客様が、当行所定の方法により本サービスの解約（郵送交付への切替）を申し出られ、当行がこれを確認した場合。
2. お客様が、第2条に定める法令等に違反した場合その他お客様による本サービスの利用が不適当であると当行が判断した場合。
3. お客様が第10条に定める本規定の変更に関する通知を受け、その変更に同意されない場合。
4. お客様が「投資信託受益権振替決済口座」、「公共債振替決済口座」を解約し、いずれの口座もなくなった場合。
5. お客様について相続が発生した場合。
6. 当行の判断により、当行のすべてのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。
7. 当行が本サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合。

## 第9条 利用手数料

本サービスの利用手数料は無料です。

ただし、インターネット接続に関する費用等は、お客様のご負担になります。

## 第10条 規定の変更

1. 当行は、本規定を、本サービスの仕様の変更等その他相当の事由があると認められる場合には、お客様の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
2. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める2週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 第11条 免責事項

次に掲げる事項について生じた損害については、当行はその責任を負いません。

1. お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告を行ったこと。
2. お客様が第6条の利用条件を充足できないこと。
3. 第7条5項のメンテナンスのために本サービスの全部もしくは一部が中断され、一時的に利用できないこと。
4. 第8条に定める本サービスの解約。
5. 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により交付すること。
6. 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューターシステム等の障害による電子交付の遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。

## 第12条 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。  
以上